

○創価大学人を対象とする研究倫理審査手続に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学人を対象とする研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という）第9条第7項により、人を対象とする研究倫理審査手続について定める。

(申請)

第2条 人を対象とする研究倫理審査を希望する者は、所定の「人を対象とする研究倫理審査申請書」に記入し、以下に掲げる書類を添えて、人を対象とする研究倫理委員会（以下、「委員会」という）に提出しなければならない。

(1) 研究対象者に対する説明書、研究参加への同意書などのインフォームド・コンセント関係書類（研究倫理規程第5条第3項により、委員会が免除を認めた場合は不要とする）

(2) アンケート調査項目案、インタビュー項目案などの調査内容関係書類

(3) 研究者の履歴書（本学構成員を対象とする学外者による研究・調査の場合に限る）

(4) 協力機関責任者の同意書（学外機関の協力を得て実施される研究・調査の場合に限る）

2 前項第4号の学外機関の協力を得て実施される研究・調査のうち、委員会の審査前に協力機関責任者の同意書を取得することが困難な場合は、その理由書を提出して委員会の上承を得なければならない。

3 申請期限は毎月15日とし、月ごとにまとめて審査する。

(1) 15日が日曜もしくは祝日の場合は、次の平日を申請期限とする。

(2) 8月は原則として審査を行わないものとする。

4 本学大学院生の学位論文に係る研究において学内外の人を対象とする研究・調査を計画している場合は、論文提出期限の4カ月前までに申請しなければならない。

5 本学教職大学院生が、本学の連携協力校あるいは本人の所属校で研究・調査を計画している場合は、教職大学院「研究倫理事前審査会」（以下、「事前審査会」という）が委員会に代わって審査を行うものとする。

(1) 事前審査会の審査手続きの詳細は別に定める。

(2) 事前審査会は審査の結果を委員会に報告する。

(3) 事前審査会が必要と判断した場合は、委員会が審査を行う。

(審査区分)

第3条 委員会の委員長が、研究倫理規程第9条にもとづき審査手続を判断する基準は以下のとお

りとする。

(1) 学内の研究者が自らの授業における通常の教育活動を通じて、研究に使用する意図なく収集したデータを、収集後に研究目的で使用する場合、あるいはその成果を公表しようとする場合は、「委員長決裁」とする。ただし、この場合のデータはグループやクラス規模で処理され、個人が特定できない状態で記述されたものに限る。

(2) 委員会よりすでに承認を得ている研究計画の継続申請、ならびに学内の研究者または研究協力者が、通常の教育活動を通じて研究目的で計画的に調査を行おうとする場合は、「簡易審査」とする。

(3) 第1号及び第2号に該当しない研究・調査、並びに委員会の委員長が必要と判断した場合は、「本審査」とする。

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、以下のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付き承認

(3) 継続審査

(4) 不承認

2 研究計画が研究倫理規程に則ったものであり、修正を必要としない場合は、「承認」とする。

3 研究計画に、軽微な修正を必要とする事項が認められた場合は、「条件付き承認」とする。委員会は研究者に修正を必要とする事項を通知し、委員会による修正結果の確認をもって「承認」とする。

4 研究計画に、大幅な修正を必要とする事項が認められた場合は、「継続審査」とする。研究者は研究計画を見直し、再度審査を申請することができる。この審査の申請手続は第2条に準じる。

5 研究計画が研究倫理規程第4条に抵触すると認められた場合は「不承認」とする。

(異議申し立てによる再審査)

第5条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。異議申し立てによる再審査の申請があった場合は、研究倫理規程第9条第5項により、委員会による本審査を行う。

(計画の変更・中止)

第6条 研究者が、承認された研究計画を変更する場合は、事前に所定の様式を委員会に提出し、

承認を得るものとする。

- 2 委員会が変更内容について研究倫理規程第4条に抵触すると認めた場合は、委員会は当該研究・調査を一時中止、または終了させることができる。

(研究終了の報告)

第7条 研究者は、承認された研究計画終了後、委員会が求めた場合は、速やかに所定の様式を委員会に提出し、終了した旨を報告するものとする。

(庶務)

第8条 審査手続の事務は、学事課が担当する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、大学教育研究評議会がこれを行う。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日）

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。